公立大学法人福島県立医科大学諸料金規程

（平成 18 年４月１日基本規程第 16 号）

一部改正　平成18年 9月29日基本規程第26号
一部改正　平成18年12月28日基本規程第31号
一部改正　平成19年 3月28日基本規程第32号
一部改正　平成19年 7月30日基本規程第 9号
一部改正　平成19年12月28日基本規程第21号
一部改正　平成20年 1月25日基本規程第23号
一部改正　平成20年 2月15日基本規程第24号
一部改正　平成20年 3月31日基本規程第28号
一部改正　平成20年 7月 1日基本規程第 9号
一部改正　平成20年12月24日基本規程第14号
一部改正　平成21年 3月31日基本規程第20号
一部改正　平成21年10月 1日基本規程第19号
一部改正　平成22年 4月 1日基本規程第 1号
一部改正　平成22年 7月 1日基本規程第25号
一部改正　平成22年 8月 1日基本規程第15号
一部改正　平成23年 1月 1日基本規程第35号
一部改正　平成23年 4月 1日基本規程第 5号
一部改正　平成23年 7月 1日基本規程第19号
一部改正　平成24年 1月17日基本規程第29号
一部改正　平成24年 4月 1日基本規程第31号
一部改正　平成24年 9月 1日基本規程第 9号
一部改正　平成24年10月 1日基本規程第10号
一部改正　平成25年 3月 8日基本規程第19号
一部改正　平成25年 4月 1日基本規程第 6号
一部改正　平成25年 5月12日基本規程第 7号
一部改正　平成25年 5月13日基本規程第10号
一部改正　平成25年 6月 1日基本規程第11号
一部改正　平成25年 7月12日基本規程第29号
一部改正　平成26年 1月 1日基本規程第39号
一部改正　平成26年 3月 1日基本規程第40号
一部改正　平成26年 6月 1日基本規程第 4号
一部改正　平成27年 4月 1日基本規程第19号
一部改正　平成27年 6月 1日基本規程第25号
一部改正　平成27年 7月 1日基本規程第26号
一部改正　平成28年 4月 1日基本規程第 5号
一部改正　平成28年 7月 1日基本規程第10号
一部改正　平成28年12月 1日基本規程第17号
一部改正　平成28年12月23日基本規程第19号
一部改正　平成28年12月26日基本規程第23号
一部改正　平成29年 3月 1日基本規程第24号
一部改正　平成29年 4月 1日基本規程第 4号
一部改正　平成29年 6月 1日基本規程第 6号
一部改正　平成29年 9月 1日基本規程第 9号
一部改正　平成29年10月 1日基本規程第10号
一部改正　平成29年11月 1日基本規程第12号
一部改正　平成30年 3月 1日基本規程第19号
一部改正　平成30年 3月20日基本規程第20号

一部改正　平成30年 8月29日基本規程第 3号
一部改正　平成31年 4月 1日基本規程第 3号
一部改正　令和元年 6月 1日基本規程第 6号
一部改正　令和元年10月 1日基本規程第10号

（趣旨）
第１条　この規程は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）定款第２３条の規定に基づき、法人が徴収する授業料等の諸料金の額の上限及び諸料金の額について定めるものとする。

（種類及び額）
第２条　地方独立行政法人法（平成１５年７月１６日法律第１１８号）第２３条の規定により知事の認可を受ける諸料金の種類及び額の上限は、別表第１に定めるとおりとする。
２　前項に定めるもののほか、法人が独自に定める諸料金の種類及び額の上限は、別表第２に定めるとおりとする。
３　前２項に定める諸料金の額の上限をもって、法人が徴収する諸料金の額とする。

（徴収時期等）
第３条　附属病院諸料金以外の料金については、原則として前納とし、納付された料金等は返還しない。ただし、個別に定めのある場合については、この限りではない。

（雑則）
第４条　この規程に定めるもののほか、料金の免除等の諸料金に関し必要な事項は別に定める。

附　則
この基本規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成１８年１０月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成１９年１月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成１９年８月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、別表第２の２の表の１別表第１の２の表の１診療等に係る使用料及び手数料の項金額の欄第２号の規定により定める額の項金額の欄に１号を加える改正規定は、同年１月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２０年７月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

１　この基本規程は、平成２２年８月１日から施行する。

２　別表第２の８託児所利用料金の(1)託児料の改正については、平成２２年４月１日から適用する。ただし、平成２２年４月１日から平成２２年８月３１日までの間は、３歳未満児については月額５６，９００円、３歳児については月額３５，７００円、４歳以上児については月額２９，６００円とする。

附　則

この基本規程は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、別表第２の１１教務に係る各種証明発行手数料については、同年７月１日からの適用とする。

附　則

この基本規程は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２４年１月１７日から施行する。ただし、別表第２の１２は、同年４月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２５年３月８日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２５年５月１２日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２５年５月１３日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２５年７月１２日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２６年７月１４日から施行する。

附　則

この基本規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則
この基本規程は、平成２７年２月１０日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２７年６月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２７年７月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２８年７月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２８年１２月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２８年１２月２３日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２８年１２月２６日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２９年３月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２９年６月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２９年９月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２９年１０月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成２９年１１月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成３０年３月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成３０年３月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成３０年３月２０日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成３０年９月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、令和元年６月１日から施行する。
附　則
この基本規程は、令和元年１０月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

１　授業料等

(1) 入学検定料、入学料及び授業料

区　分	入学検定料	入学料	授業料
医学部一般学生	17,000円	福島県の住民である場合　282,000円 福島県の住民でない場合　846,000円	年額　535,800円
看護学部一般学生	17,000円	福島県の住民である場合　282,000円 福島県の住民でない場合　564,000円	年額　535,800円
大学院一般学生	30,000円	282,000円	年額　535,800円
学部研究生	9,800円	84,600円	月額　29,700円
大学院研究生	（徴収しない）	（徴収しない）	月額　29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	１単位　14,800円
特別聴講学生	（徴収しない）	（徴収しない）	１単位　14,800円
聴講生	（徴収しない）	（徴収しない）	１単位　14,800円

備考　「福島県の住民である場合」とは本人がその入学の日の１年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合又は本人の配偶者若しくは１親等の尊属が本人の入学の日の１年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合をいい、「福島県の住民でない場合」とはその他の場合をいう。

(2) 学位審査料

区　分	料　金
学位審査料	１件　200,000円

(3) 博士研究員登録申請手数料

区　分	料　金
登録申請手数料	１件　2,620円

(4)　研修料

区分		研修料
学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校から派遣された者	実験を要する部門	月額　36,080円
	実験を要しない部門	月額　18,040円
その他の者		月額　45,100円

(5)　外国語試験料

区　分	料　金
外国語試験料	１件　30,000円

(6) 看護師特定行為研修受講料

区　分		料　金
共通科目受講料		423,000円
区分別科目受	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	30,000円
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	85,000円
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	28,000円
	胸腔ドレーン管理関連	40,000円
	腹腔ドレーン管理関連	28,000円

講料	ろう孔管理関連	64,000円
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	24,000円
	創傷管理関連	97,000円
	創部ドレーン管理関連	20,000円
	動脈血液ガス分析関連	40,000円
	透析管理関連	36,000円
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	48,000円
	感染に係る薬剤投与関連	85,000円
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	48,000円
	術後疼痛管理関連	28,000円
	循環動態に係る薬剤投与関連	81,000円
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	76,000円
	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	52,000円

２　診療、診断書等の交付又は附属病院施設使用に係る使用料等

区　分	金　額
１　診療等に係る使用料及び手数料	(1)　次により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第6号に規定する療養、医療若しくはこれらに類するものとしての資産の譲渡等(以下「療養等の資産の譲渡等」という。)又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)にあっては、次により算定した額とする。 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づく療養費用及び食事療養費用についての厚生労働大臣が定める基準による算定方法（以下「診療報酬算定方法」という。）により算定した額。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)その他の法律の適用がある場合において当該法律又は当該法律の委任に基づく命令に定める算定方法により算定した額がこれと異なることとなるときは、当該算定方法により算定した額 (2)　前号に規定する算定の方法により難い場合にあっては、同号の規定にかかわらず、同号に規定する算定の方法により算定した額との権衡を考慮し、別表第２に定める額とする。
２　特別病室加算料	特別室Ａ　１日につき　19,800円 特別室Ｂ　１日につき　6,600円 特別室Ｃ　１日につき　3,080円 特別室ＭＳ　１日につき　57,200円 特別室ＭＡ　１日につき　7,700円 特別室ＭＢ　１日につき　4,950円 ただし、療養等の資産の譲渡等又は助産に係る資産の譲渡等に該当する特別病室の提供にあっては、それぞれの額に110分の100を乗じて得た額とする。
３　入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る選定療養を受ける患者に対する加算料	次により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)とする。 健康保険法の規定に基づく厚生労働大臣が定める通算対象入院料の基本点数に、同じく厚生労働大臣が規定する1点の単価を乗じて得た額に100分の15を乗じて得た額

4　紹介状を持参しない患者に対する加算料	(1)　紹介状を持参しない初診患者に対する加算料 ア　医科　初診料算定1回につき　5,500円 イ　歯科　初診料算定1回につき　3,300円 (2)　他の医療機関に紹介状を出す旨の説明を受けた再診患者に対する加算料 ア　医科　外来診療料算定1回につき　2,750円 イ　歯科　外来診療料算定1回につき　1,650円
5　分娩介助料	180,000円(多胎分娩の場合には、2児以上1児を増すごとに100分の75相当額を加算した額) なお、産科医療補償制度の対象となる分娩については、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める額を加算する。 ただし、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに定める額とする。 (1)　午後10時から午前６時まで　30,000円を加算した額 (2)　日曜日又は祝日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)をいう。以下同じ。)の午前6時から午後10時まで　30,000円を加算した額 (3)　土曜日(祝日等を除く。以下同じ。)の午前6時から午後10時まで並びに日曜日、祝日等及び土曜日以外の日の午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで　20,000円を加算した額
6　新生児介補料	1日につき　6,600円
7　健康診断料	診療報酬算定方法により算定した初診料の額に相当する額(当該健康診断に伴い検査又は画像診断を行つたときは、この額に診療報酬算定方法により算定した当該検査の費用又は当該画像診断の費用の額に相当する額を加算した額)に100分の110を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)
8　予防接種料	診療報酬算定方法により算定した初診料の額及び注射の費用の額(診療報酬算定方法により厚生労働大臣が購入価格を定めた使用薬剤以外の薬剤を使用した場合にあっては、注射料の額に当該使用薬剤の購入価格を加算した額)に相当する額に100分の110を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)
9　容器料	容器の購入価格に相当する額
10　患者の所持する物品の消毒料	1回につき1,130円
11　文書交付手数料	(1)　簡易な文書 ア　支払証明書 1通につき　1,050円 イ　通院証明書その他これに類する文書 1通につき　1,860円 (2)　普通の文書 普通診断書、身体検査書その他これらに類する文書 1通につき　2,350円 (3)　複雑な文書 ア　恩給、年金、保険金等の請求のための診断書その他これに類する文書 １通につき　6,750円 イ　介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第6項の規定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第7条第2項第3号の規定に基づく医師の意見書 (ｱ)　施設入所者の新規の申請に係るもの 1通につき　4,400円 (ｲ)　施設入所者の継続の申請に係るもの

	1通につき　3,300円 (ｳ) 施設入所者以外の者の新規の申請に係るもの 1通につき　5,500円 (ｴ) 施設入所者以外の者の継続の申請に係るもの 1通につき　4,400円 ただし、療養等の資産の譲渡等に該当する文書の交付にあっては、(1)、(2)又は(3)の額に110分の100を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)とする。
12　前各号に掲げる使用料及び手数料以外の使用料及び手数料	別表第２に定める額とする。

３　有形固定資産（土地）貸付料
電柱等の工作物を設置する場合

物件名	種　類	単　位	年間使用料
柱・電話柱等	本柱	１本当たり	1,500円
	支柱・支線	１本当たり	1,500円
	鉄塔	１．７㎡当たり	1,500円
	マンホール・ハンドホール	１個当たり	3,000円
	付属設備（線路保護用柱、水底線表示柱、支線柱、標識標柱又は標石）	１本当たり	1,500円
	付属設備（上記以外）	１．７㎡当たり	1,500円
水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類	外径１m未満の管類	１m当たり	480円
	外径１m以上の管類	１m当たり	950円
掲示板・広告板等		表示面積１㎡当たり	4,400円

別表第２（第２条関係）

１　学生寮費

区　分	金　額
寮　費	月額　17,000円

光熱水費等の運営経費については、実費相当額を徴収する。

２　附属病院の自由診療に関する諸料金

区　分	金　額
１　別表第１の２の表中１　診療等に係る使用料及び手数料の項金額の欄第２号の規定により定める額	１　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療等（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付若しくは療養又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療として行われる診療を除く。）に係る使用料及び手数料 健康保険法の規定に基づく療養費用についての厚生労働大臣が定める基準による点数1点の単価を15円として算定した額及び健康保険法の規定に基づく食事療養費用についての厚生労働大臣が定める基準による算定方法により算定した額に100分の150を乗じて得た額
	２　歯科の診療等に係る使用料のうち次に掲げる使用料にあっては、次に定める額 (1) 金合金又は白金加金を使用した前歯部の鋳造歯冠修復及び歯冠継続歯の場合において加算される使用材料料当該使用材料の購入価格に相当する額から当該使用材料に相当する診療報酬算定方法に基づく使用材料（診療報酬算定方法に基づいて厚生労働大臣が購入価格を定めた使用材料をいう。以下同じ。）の購入価格に相当する額を控除した額に100分の110を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる場合を除き、診療報酬算定方法に基づく使用材料以外の使用材料を使用した場合における歯冠修復及び欠損補綴料1点の単価を60円とし、健康保険法の規定に基づく療養費用についての厚生労働大臣が定める基準による点数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に使用材料等の購入価格又は実費に相当する額を加算した額 (3) 唇顎口蓋裂に起因した咬合異常の場合における歯科矯正以外の歯科矯正料1点の単価を60円とし、健康保険法の規定に基づく療養費用についての厚生労働大臣が定める基準による点数を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た額に使用材料等の購入価格又は実費に相当する額を加算した額
	３　健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定める評価療養に規定される先進医療に係る使用料にあっては、次に定める額 (1) インスリン依存状態糖尿病の治療としての心停止ドナー膵島移植 １回につき　43,000円 (2) 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術 １回につき　245,000円 (3) 炭素１１標識メチオニンを用いたポジトロン断層撮影による再発の診断 頭頸部腫瘍（原発性若しくは転移性脳腫瘍（放射線治療を実施した日から起算して半年以上経過した患者に係るものに限る。）又は上咽頭、頭蓋骨その他脳に近接する臓器に発生する腫瘍（放射線治療を実施した日から起算して半年以上経過した患者に係るものに限る。）であり、かつ、再発が疑われるものに限る。）　１回につき　75,000円 (4) 炭素１１標識メチオニンを用いたポジトロン断層撮影による診断 初発の神経膠腫の疑われるもの（生検又は手術が予定されている患者に係るものに限る。）　１回につき　75,000円
	４　健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定める患者申出療養に係る使用料にあっては、次に定める額 パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにＳ－１内服併用療法 初回（腹腔内投与を受けている場合）　42,000円 初回（腹腔内投与を受けていない場合）　82,000円 2回目以降　1回につき　20,000円

２　別表第１の２の表中12前各号に掲げる使用料及び手数料以外の使用料及び手数料の項金額の欄の規定により定める額	１　避妊処置料 (1) 避妊リング等挿入 １回につき　39,810円 (2) 避妊リング等除去 １回につき　6,700円
	２　死体検案料（福島県立医科大学附属病院以外の場所において検案した場合にあっては、診療報酬算定方法により算定した往診料の額に相当する額に100分の110を乗じて得た額を加算した額） １体につき　9,240円
	３　遺体処置料 病理解剖を行った死体以外の死体１体につき　11,350円
	４　人工授精料 １回につき　18,110円
	５　体外受精料 次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 採卵 １回につき　54,780円 (麻酔加算)　麻酔使用につき　11,310円 (薬剤加算)　セトロタイド注射用3mg　追加使用につき　33,060円 (薬剤加算)　セトロタイド注射用0.25mg　追加使用につき　7,690円 (2) 精子調整 １回につき　32,590円 (3) 卵培養 １回につき　46,850円 (4) 顕微授精 １回につき　58,920円 (5) 胚移植 １回につき　37,820円 (6) 胚融解（卵子含む） １回につき　12,070円 (7) 精子凍結保存 １回につき　38,480円 (8) 卵子・受精胚凍結保存（凍結個数３個以下） １回につき　23,440円 (9) 卵子・受精胚凍結保存（凍結個数４個以上） １回につき　27,430円 (10)凍結保存更新（精子・受精胚・卵子） １年更新につき　9,600円 (11)不妊相談 １回につき　3,090円
	６　羊水又はさい帯血を用いた染色体診断料 １回につき　57,620円
	７　エックス線フィルム複製料 (1) 半切 １枚につき　1,540円 (2) 大角 １枚につき　1,470円 (3) 大四つ切 １枚につき　1,470円
	８　エックス線フィルム等のCDへの複製料 CD１枚につき　1,110円
	９　乳房マッサージ料 １回につき　3,230円
	10　臓器及び血液幹細胞の移植並びに免疫療法に伴うHLA検査料 (1) HLA－A・B・Cw・DRB1遺伝子型（型毎） １回につき　11,000円 (2) HLA-A・B・DRB1遺伝子型（セット）

	１回につき　26,400 円 (3) HLA-A・B・Cw・DRB1遺伝子型（セット） １回につき 35,620 円 (4) リンパ球クロスマッチ検査 １回につき19,800円
	11　健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬価基準に収載されている薬剤以外の薬剤の処方に係る生活改善指導料（同一月内における２回目以降の処方目的を同じくする薬剤の処方に係る生活改善指導料は、徴収しない。） (1) 指導のために必要な検査項目が２項目以上ある場合又は指導に要する時間が30分以上の場合 １回につき　3,450円 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 １回につき　1,780円
	12　セカンドオピニオン外来 患者１人について、セカンドオピニオンに係る診療情報提供書を作成した医師への報告書作成料も含め、１回につき　33,000円
	13　転移性脊椎腫瘍及び骨粗しょう症性脊椎圧迫骨折に対する経皮的椎体形成術 １回につき　128,340円
	14　難治性尋常性座瘡に対するケミカルピーリング １回につき　14,300円
	15　インプラント義歯（保険診療適応外） １本につき143,000円に治療材料の購入価格に相当する額及びインプラント上部構造の技工に要した費用に相当する額に相当する額を加算した額 ２本目からは、1本当り100,000円に治療材料の購入価格に相当する額及びインプラント上部構造の技工に要した費用に相当する額を加算した額に診療報酬算定方法により算定した額を加算し100分の110を乗じて得た額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）
	16　薬剤アレルギー検査料 １薬剤につき　5,030円
	17　お産セット代 １セット　2,310円
	18　妊婦検診料 １回につき　4,190円
	19　１ヵ月検診料 母子それぞれ１回につき　4,190円
	20　医師面談料 30分まで　16,500円 １時間まで　33,000円
	21　性差医療に係るカウンセリング料 １回につき（30分まで）　5,500円
	22　遺伝カウンセリング料 初診　5,500円 再診　3,640円
	23　放射線健康相談料 相談料　5,500円 ホールボディカウンター料　2,730円
	24　泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術 １回につき297,000円に診療報酬算定方法により算定した額を加算し100分の110を乗じて得た額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）
	25　母体血を用いた出生前遺伝学的検査料 １回につき　169,000円

	26　男性不妊症に対する顕微鏡下精子採取術 　次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める額に診療報酬算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額を加算した額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。） (1) 顕微鏡下精巣内精子採取術 　　１回につき　105,260円 (2) 精巣内精子採取術 　　１回につき　10,110円
	27　妊娠と薬外来相談料 　１回につき　5,500円
	28　Y染色体微小欠失検査料 　１回につき　33,220円
	29　特別メニュー 　１食につき　600円
	30　Ｂ型肝炎訴訟に係る検査料（ＨＢＶ分子系統解析検査） 　１回につき　28,880円
	31　浴衣セット 　１体につき　浴衣セットの購入価格に相当する額
	32　トキソプラズマＩｇＧ抗体アビディティ検査料 　１回につき　17,820円
	33　呼吸外科学領域における肺癌手術に係るda Vinci Si SurgicalSystemを用いたロボット支援手術 　１回につき1,887,500円に診療報酬算定方法により算定した額に100分の110を乗じて加算して得た額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）
	34　抗ミュラー管ホルモン検査料 　１回につき　5,320円
	35　ルティナス膣錠 　１錠につき　350円
	36　樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法 　１クールにつき1,748,740円に、診療報酬算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額を加算した額（その額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）
	37　聴性脳幹インプラント植込術 　１回につき448,910円に診療報酬算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額を加算した額（その額に５円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）
	38　家族性腫瘍遺伝子の遺伝学的検査料 (1) 遺伝性乳がん卵巣がん症候群の遺伝学的検査 　ア　ＨＢＯＣスクリーニング 　　１回につき　210,860円 　イ　ＨＢＯＣシングルサイト 　　１回につき　34,860円 　ウ　クイックＨＢＯＣ 　　１回につき　276,860円 　エ　ＢＲＣＡ　ＭＬＰＡ 　　１回につき　34,910円 　オ　追加ＨＢＯＣスクリーニング 　　１回につき　144,910円 (2) Li-Fraumeni症候群の遺伝学的検査 　ア　ＴＰ５３スクリーニング 　　１回につき　100,910円 　イ　ＴＰ５３　ＭＬＰＡ

	１回につき　89,910円 ウ　ＴＰ５３シングルサイト １回につき　34,910円 エ　追加ＴＰ５３スクリーニング １回につき　34,910円 (3) Cowden症候群の遺伝学的検査 ア　ＰＴＥＮスクリーニング １回につき　100,910円 イ　ＰＴＥＮ　ＭＬＰＡ １回につき　89,910円 ウ　ＰＴＥＮシングルサイト １回につき　34,910円 エ　追加ＰＴＥＮスクリーニング １回につき　34,910円 (4) リンチ症候群の遺伝学的検査 ア　MMRスクリーニング １回につき　133,910円 イ　ＭＬＨ１　フルシークエンシング １回につき　89,910円 ウ　ＭＳＨ２　フルシークエンシング １回につき　89,910円 エ　ＭＳＨ６　フルシークエンシング １回につき　89,910円 オ　ＰＭＳ２　フルシークエンシング １回につき　88,280円 カ　ＭＬＨ１／ＭＳＨ２　ＭＬＰＡ １回につき　34,910円 キ　MMRシングルサイト １回につき　34,910円 ク　追加MMRスクリーニング １回につき　67,910円 (5) 家族性大腸腺腫瘍症の遺伝子学的検査 ア　ＡＰＣスクリーニング １回につき　100,910円 イ　ＡＰＣ　ＭＬＰＡ １回につき　34,910円 ウ　ＡＰＣシングルサイト １回につき　34,910円 エ　追加ＡＰＣスクリーニング １回につき　34,910円 (6) 多発性内分泌腫瘍症の遺伝学的検査 ア　ＭＥＮ１スクリーニング １回につき　100,910円 イ　クイックＭＥＮ１スクリーニング １回につき　133,910円 ウ　ＭＥＮ１　ＭＬＰＡ １回につき　89,910円 エ　ＭＥＮ１シングルサイト １回につき　34,910円 オ　ＭＥＮ２スクリーニング １回につき　41,400円 カ　クイックＭＥＮ２スクリーニング １回につき　74,400円 キ　ＭＥＮ２シングルサイト １回につき　34,910円

	39　遺伝性腫瘍関連遺伝子検査料 (1) VistaSeq遺伝性腫瘍パネル検査 ア　VistaSeq（遺伝性腫瘍関連27遺伝子パネル検査） １回につき　378,110円 イ　VistaSeq w/o BRCA（遺伝性腫瘍関連25遺伝子パネル検査（BRCA1/2を除く）） １回につき　345,110円 ウ　VistaSeq Endocrine（遺伝性内分泌腫瘍関連13遺伝子パネル検査） １回につき　279,110円 エ　VistaSeq HighRisk Colorectal（高リスク遺伝性大腸がん関連7遺伝子パネル検査） １回につき　279,110円 オ　VistaSeq Pancreatic（遺伝性膵がん関連14遺伝子パネル検査） １回につき　279,110円 カ　VistaSeq High/Moderate RiskBreast CancerPanel（高／中リスク遺伝性乳がん関連9遺伝子パネル検査） １回につき　279,110円 キ　VistaSeq GYN CancerPanel（遺伝性婦人科がん関連11遺伝子パネル検査） １回につき　279,110円 ク　VistaSeq Breast and GYN CancerPanel（遺伝性乳がん／婦人科がん関連25遺伝子パネル検査） １回につき　345,110円 ケ　VistaSeq Breast CancerPanel（遺伝性乳がん関連19遺伝子パネル検査） １回につき　345,110円 コ　VistaSeq Colorectal（遺伝性大腸がん関連22遺伝子パネル検査） １回につき　345,110円 サ　VistaSeq Renal Cell（遺伝性腎がん関連19遺伝子パネル検査） １回につき　345,110円 シ　VistaSeq Brain/CNS/PNS（遺伝性脳腫瘍／中枢神経系腫瘍／末梢神経系腫瘍関連17遺伝子パネル検査） １回につき　338,840円 (2) MutSeqターゲット変異解析検査 ア　MutSeq Firstmutation（ターゲットバリアントが1つの場合） １回につき　42,610円 イ　MutSeq Secondmutation（ターゲットバリアントが2つの場合） １回につき　59,110円 ウ　MutSeq Thirdmutation（ターゲットバリアントが3つの場合） １回につき　75,610円
	40　ヒト遺伝学的検査料 (1) オスラー病遺伝子検査料 １回につき　40,410円 (2) 骨形成不全症遺伝子検査料 １回につき　51,410円
	41　がんゲノム医療外来相談料 １回につき　33,000円

３　有形固定資産（土地・建物）貸付料等

(1) 電柱等の工作物以外の工作物を設置し、又は工作物の設置以外の目的に使用する場合

（土地１㎡当たりの固定資産台帳帳簿価額）×0.04×(貸付面積)

上記の貸付料は年額とする。ただし、工作物の設置期間が１年に満たない場合は、設置する月数（１か月に満たない端数は１ヶ月に切り上げる。）を12で除して得た数を乗じた金額とする。

なお、計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。

(2) 建物貸付料

ア　職員宿舎

宿舎名	戸数（畳数）	月額貸付料
大森A棟職員宿舎	8戸（6、4.5×2）	8,140円
大森B棟職員宿舎	8戸（6、4.5×2）	8,140円
野田町６丁目職員宿	18戸（8、6×2）	12,600円
野田町２丁目職員宿	9戸（6×3、4.5）	12,990円
渡利八幡町職員宿舎	12戸（8、6×2、3）	14,150円
蓬莱７丁目職員宿舎	16戸（6×3、10）	21,430円
	8戸　（6×2）	11,710円
蓬莱８丁目職員宿舎	18戸（8×2、6）	21,680円
	18戸（6）	11,710円

イ　会議室等

会議室等名称	利用時間	貸付料
講堂	半日	33,000円
	全日	66,000円
光が丘大会議室	半日	13,200円
	全日	26,400円
光が丘小会議室	半日	1,650円
	全日	3,300円

ウ　体育施設

施設名称	面積	貸付料（１時間あたり）
体育館屋内プール	全面	4,400円
	１レーン	550円

エ　その他の建物貸付料

(ｱ) ａとｂの合計額を貸付料（１日当たり）とする。

ａ　（延床面積1㎡当たりの固定資産台帳帳簿価額）×0.07　×（1／365又は366）×（貸付面積）×1.1

ｂ　（建物敷地面積1㎡当たりの固定資産台帳帳簿価額）×0.04×（1／365又は366）×（貸付面積）×1.1×建物の建て面積／建物の延べ面積

(ｲ) 半日（４時間以下）の使用については、上記貸付料に0.5を乗じる。

(3) 貸付料の調整

有形固定資産の貸付料の額が近隣地域内における類似の用途に供されている賃貸料の額と比較して著しく均衡を失すると認められるときは、賃貸料の取引事例、民間精通者の意見等を参考に、理事長は、別に貸付料の額を定めることができる。

(4) 貸付に係る管理経費

有形固定資産の貸付に係る光熱水費等の管理経費については、実費相当額を徴収する。

４　情報公開による文書等の交付料等

(1) 福島県情報公開条例（平成１２年福島県条例第５号。以下「情報公開条例」という。）第１８条第１項の実施機関が定める額

区　分	金　額
１　複写機による写しの交付	
(1) 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	１枚につき　10円
(2) カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の 大きさの用紙によるものに限る。）	１枚につき　30円

２　１以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
３　公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考　１の項⑴又は⑵の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を算定する。

⑵ 情報公開条例第１８条第２項の実施機関が定める額

区　分	金　額
１　複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	１枚につき　10円
２　カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	１枚につき　30円
３　フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格　Ｘ６２２３に適合する幅９０ミリメートルのものに限る。）に複写した物の交付	１枚につき　30円
４　録音カセットテープ（日本工業規格Ｃ５５６８に適合する記録時間１２０分のものに限る。）に複写した物の交付	１巻につき　100円
５　ビデオカセットテープ（日本工業規格Ｃ５５８１に適合する記録時間１２０分のものに限る。）に複写した物の交付	１巻につき　200円
６　光ディスク（日本工業規格X０６０６及びX６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写した物の交付	１枚につき　70円
７　１から６まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付	当該写し又は複写した物の作成に要する費用
８　公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用	当該写し等の送付に要する費用に相当する額

備考　１の項又は２の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を算定する。

５　個人情報開示による文書等の交付料等

⑴ 福島県個人情報保護条例（平成６年福島県条例第７１号。以下「個人情報保護条例」という。）第１８条第１項の実施機関が定める額

区　分	金　額
１　複写機による写しの交付 ⑴ 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の大きさの用紙によるものに限る。） ⑵ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の 大きさの用紙によるものに限る。）	 １枚につき　10円 １枚につき　30円
２　１以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
３　公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考　１の項⑴又は⑵の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚 として額を算定する。

⑵ 個人情報保護条例第１８条第２項の実施機関が定める額

区　分	金　額
１　複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	１枚につき　10円
２　カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列３番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	１枚につき　30円
３　フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格　Ｘ６２２３に適合する幅９０ミリメートルのものに限る。）に複写した物の交付	１枚につき　30円
４　録音カセットテープ（日本工業規格Ｃ５５６８に適合する記録時間１２０分のものに限る。）に複写した物の交付	１巻につき　100円

５　ビデオカセットテープ（日本工業規格Ｃ５５８１に適合する記録時間１２０分のものに限る。）に複写した物の交付	１巻につき　200円
６　光ディスク（日本工業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写した物の交付	１枚につき　70円
７　１から６まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付	当該写し又は複写した物の作成に要する費用
８　公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用	当該写し等の送付に要する費用に相当する額

備考　１の項又は２の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を算定する。

6　文献複写料

区　分		料　金	備　考
学内文献複写	複写料 モノクロ カラー	 １枚につき　10円 １枚につき　50円	
相互貸借	学外館への複写依頼（借）	学外館の定める料金及び手数料100円	
	学外館への現物貸借依頼（借）	学外館の定める料金及び手数料100円	別途送料が必要。
	学外館からの複写依頼（貸） モノクロ カラー	 １枚につき　50円 １枚につき　100円	別途送料が必要。
	学外館からの現物貸借依頼（貸）		送料のみ必要。

※１　上記料金には消費税額等を含む。
※２　上記以外は実費とする。

7　託児所利用料金

(1) 託児料

３歳未満児は月額57,000円、３歳児は月額35,600円、４歳以上児は月額29,500円とする（以下この号において「基本料」という）。

※１　料金区分は利用月の初日の年齢によるものとする。
また、月の中途に入所した場合は、入所した月の初日における年齢に該当する料金区分を適用する。

※２　同一世帯から２人以上の児童が入所している場合の託児料は、最も基本料の安い児童が基本料の額、次に基本料の安い児童が基本料の１／２の額、その他の児童は無料とする。
ただし、３歳未満児と３歳以上児が２人以上入所している場合、その合計額は３歳未満児の基本料を下まわらない額とする。
この場合の計算において生じた100円未満の端数は、切り捨てることとする。

(2) 延長託児料

月単位で利用する場合は、利用児童１名につき月額2,500円、日単位で利用する場合は、利用児童１名につき日額300円とする。

※　月単位利用の場合、月の途中において入所又は退所した場合における託児料は月額の30分の１（円未満切捨）に措置日数（日曜日・祝祭日・年末年始等を含む。）を乗じて得た額とする。

(3) 24時間保育託児料

月曜日から金曜日まで（祝祭日・年末年始等を除く。）の午後５時30分から翌日の午前７時15分まで行う夜間保育（以下「24時間保育」という。）については、利用児童１名につき利用１回当たり2,000円とする。ただし、繰上預入、繰下引取の場合の延長託児料については次の金額とする。

ア　繰上預入託児料
午後３時30分から午後４時前までの間に預入の場合　400円
午後４時から午後５時30分までの間に預入の場合　300円

イ　繰下引取託児料
午前７時15分を超え午前８時30分までの間に引取の場合　無料
午前８時30分を超え午前10時までの間に引取の場合　300円
午前10時を超え午前10時30分までの間に引取の場合　400円

(4) 一時保育託児料
ア　１日（午前７時30分から午後６時まで）利用の場合
３歳未満児　2,900円
３歳児　1,800円
４歳以上児　1,500円
イ　午前半日（午前７時30分から正午まで）利用の場合
３歳未満児　1,800円
３歳児　1,100円
４歳以上児　900円
ウ　午後半日（正午から午後６時まで）利用の場合
３歳未満児　1,800円
３歳児　1,100円
４歳以上児　900円
※　利用時間が午前半日と午後半日にまたがる場合は、１日料金とする。

８　会津医療センター託児所利用料金
(1) 託児料
児童の父母の市町村民税所得割課税額が、116,000円未満の場合は、３歳未満児は月額34,000円、３歳児は月額29,000円、４歳以上児は月額29,000円とし、また同課税額が116,000円以上の場合は、３歳未満児は月額48,000円、３歳児は月額36,000円、４歳以上児は月額34,000円とする（以下この号において「基本料」という）。
※１　料金区分は利用月の初日の年齢によるものとする。
また、月の中途に入所した場合は、入所した月の初日における年齢に該当する料金区分を適用する。
※２　同一世帯から２人以上の児童が入所している場合の託児料は、最も基本料の安い児童が基本料の額、次に基本料の安い児童が基本料の１／２の額、その他の児童は無料とする。
ただし、３歳未満児と３歳以上児が２人以上入所している場合、その合計額は３歳未満児の基本料を下まわらない額とする。
この場合の計算において生じた100円未満の端数は、切り捨てることとする。

(2) 延長託児料
月単位で利用する場合は、利用児童１名につき月額2,500円、日単位で利用する場合は、利用児童１名につき日額300円とする。
※　月単位利用の場合、月の途中において入所又は退所した場合における託児料は月額の30分の１（円未満切捨）に措置日数（日曜日・祝祭日・年末年始等を含む。）を乗じて得た額とする。

(3)　一時保育託児料
ア　１日（午前７時30分から午後６時までの４時間以上）利用の場合　2,000円
イ　半日（午前７時30分から午後６時までの４時間未満）利用の場合　1,000円

９　病児病後児保育所利用料金
保育料
利用児童１名につき日額　3,000円

10　実習料
実習生の受入れに係る実習料は、実習生の派遣元との契約により定める額とする。

11　教務に係る各種証明発行手数料
１通につき　300円
※　本学に在籍している学生(学部学生及び大学院学生)からの申請は除く。

12　教育用機材貸付料

	備品名	貸付料（１日あたり）
1	心臓病診察シミュレータ“イチロー”	8,430円
2	胸部診察トレーニングシステム　イチロー&ラング“イチロープラス”	10,630円
3	ハートシム　ＡＣＬＳトレーニングシステム	4,440円
4	レサシアン　半身スキルガイドモデル	980円
5	ＡＩＲＳＩＭエアウェイトトレーナー・アドバンス	590円
6	消化管内視鏡手技トレーニングシミュレータ“ＧＩ　Ｍｅｎｔｏｒ”	28,080円
7	腹腔鏡下手術トレーニング用シミュレータ“ＬａｐＭｅｎｔｏｒ”	33,150円
8	超音波画像診断装置	12,290円
9	超音波診断ファントム　上腹部病変付モデル	2,170円
10	腰椎・硬膜外穿刺シミュレータ“ルンバールくんⅡ	400円
11	サカモト気管切開トレーナー	630円
12	男性導尿・清拭モデル、助成導尿官庁トレーニングモデル	280円
13	縫合手術トレーニング腕部セット	570円
14	医療面接・診察撮影録画フィードバックシステム	17,310円
15	超音波画像診断装置ｉＬＯＯＫ２５モバイルスタンドタイプ	4,200円

※　機材の使用に係る消耗品費については、実費相当額を徴収する。

13　研究用機器貸付料

(1)　ＰＥＴ関係機器貸付料

	備品名	貸付料（１時間あたり）	
		企業	企業以外
1	ＰＥＴ－ＭＲＩ	64,000円	43,000円
2	ＰＥＴ－ＣＴ	50,000円	35,000円
3	動物用ＰＥＴ	23,000円	15,000円

※　器財の使用に係る消耗品費については、実費相当額を徴収する。

(2)　医療-産業トランスレーショナルリサーチセンター機器貸付料
次により算定した額

ア　耐用年数が満了していないもの
貸付料（１年につき）＝取得価格÷耐用年数＋消費税

イ　耐用年数が満了しているもの
貸付料（１年につき）＝取得価格×１０％÷耐用年数＋消費税

ウ　貸付期間が１年未満の場合は、日割り計算とする。

エ　貸付料の計算において１円未満の端数は切り捨てるものとする。

14　会津医療センター医師宿舎入居料

(1)　入居料の月額

入居料の月額は、(2)から(4)までの規定により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

月の中途で入居し又は退去した場合におけるその月分の入居料は、その実使用日数に応じ、日割りにより計算した額とする。

(2)　入居料の算定方法

入居料は、次の表に掲げる構造及び延べ面積（当該宿舎のうち家屋又は家屋の部分の延べ面積をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、同表に掲げる１平方メートル当たりの基準使用料に当該宿舎の延べ面積（その面積に１平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた面積とする。）を乗じて算定する。

構造	延べ面積	１平方メートル当たりの基準使用料
木造	80平方メートル未満	190円
	80平方メートル以上	220円

非木造		277円

(3) 経過年数による入居料の調整

その建築後、次の表に掲げる構造の区分に応じ同表に掲げる年数を経過することとなる宿舎の入居料は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ同表に掲げる額を前項の規定により算定した額（以下「基準入居料」という。）から控除して算定する。

構造	年数	控除額
木造	10年	基準入居料の100分の15に相当する額
	20年	基準入居料の100分の35に相当する額
	30年	基準入居料の100分の55に相当する額
非木造	10年	基準入居料の100分の10に相当する額
	20年	基準入居料の100分の20に相当する額
	30年	基準入居料の100分の30に相当する額
	40年	基準入居料の100分の40に相当する額
	50年	基準入居料の100分の50に相当する額
	60年	基準入居料の100分の55に相当する額

※　増築その他の事由により宿舎の家屋又は家屋の部分に建築年次の異なる部分がある場合は、これらの部分のうち、その床面積が最大のものの建築年次をもって当該借上宿舎の建築年次とする。

(4) 入居料の最低限度額

(2)、(3)の規定により算定した宿舎の入居料の月額が5,890円に満たないときは、当該借上公舎の入居料は、5,890円とする。

15　会津医療センター鍼灸施術所施術料

(1) 初診料（初回のみ）　1,000円

(2) 施術料（１回につき）　3,500円

ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる場合を除き、同一週に再度施術を受ける場合は2,000円、３回目以降については、1,600円とする。

(3) 診療相談料　1,000円

※　上記(1)～(3)の内、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

16　附属病院研修医宿舎入居料

区　分	月額入居料
２LDK（61.01㎡）	54,000円
１LDK（42.20㎡）	42,000円

※　月の途中で入居し又は退去した場合におけるその月分の入居料は、その実使用日数に応じ、日割りにより計算した額とし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

17　臨床研究審査委員会審査手数料（臨床研究法（平成29年法律16号）第23条第１項の規定に基づく審査意見業務に係る手数料）

区　分		金　額
１　特定臨床研究	新規申請	１件につき　330,000円
	定期報告	１件につき　165,000円
２　臨床研究法施行前から実施している継続研究（特定臨床研究に係るもの）	新規申請	１件につき　165,000円
	定期報告	１件につき　165,000円
３　特定臨床研究以外の臨床研究	新規申請	１件につき　66,000円
	定期報告	１件につき　33,000円